

## 国税徴収法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 滞納処分に関する調査において提出された物件の留置きに係る手続を定めることとする。(第51条の2 関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、令和6年1月1日から施行することとする。(附則第1項関係)